

事業体の法務と税務

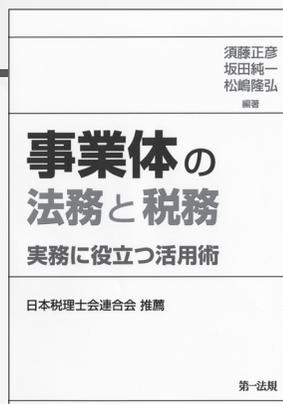
—実務に役立つ活用術—

須藤正彦・坂田純一・松嶋隆弘 編著

本書の特徴

事業体選びのポイントから税務上の取扱いまで、丸ごとわかる!!
クライアント企業の経営全般の相談対応に最適!!

- 平成21年度税制改正、会社計算規則等改正に対応した最新版!!
- さまざまな事業体を法制度から比較・検討し、その機能と活用方法、法務上の課題を解説!!
- 税務上の取扱いポイントを事業体別に具体的に解説!!



単行本・A5判・354ページ
定価 本体3,400円+税

目次(抜粋)

はじめに

- 1 事業体とは
- 2 さまざまな事業体の存在とその統一的理解の必要性
- 3 どのように事業体を使うか

第1部 事業体の法務

第1章 ファイナンスを実効的に行うために

- I アセット・ファイナンスのための事業体の活用
- II 「他の器」としての事業体の活用
- III 法人格のない事業体の活用(民法上の組合・匿名組合)
- IV 信託の活用

第2章 積極的に事業展開するために

- I 株式会社が用意するベンチャー法制
- II 合同会社等のベンチャー法制

第3章 閉鎖的な企業の支配権を維持するために

- I 会社法を活用した支配権の維持
- II 事業の承継

第4章 事業体を公益目的で活用するために

- I 公益目的の事業体とは
- II 公益法人の活用
- III 会社による社会貢献
- IV 法人格のない事業体の活用(公益目的)

第2部 事業体の税務

第1章 事業体の税務とは

第2章 多様な事業体とその課税制度

- I 商法上の匿名組合(TK)の税務
- II 民法上の任意組合(NK)の税務
- III 有限責任事業組合(LLP)の税務
- IV 特定目的会社(SPC)の税務
- V 投資法人(会社型投資信託)の税務
- VI 投資事業有限責任組合(LPS)の税務
- VII NPO法人の税務
- VIII 一般社団法人の税務
- IX 合同会社(日本版LLC)の税務と新日米租税条約

法務編

第3章 閉鎖的な企業の支配権を維持するために

I 会社法を活用した支配権の維持

1 支配権の維持

さまざまなスキームを許容する会社法の下では、敵対的企業買収、少数株主の締め出し（スクイーズ・アウト）、事業承継といったさまざまなプランニングが可能です。現象面の違いはさておき、それらは会社法を活用した支配権の維持スキームという面で共通しています。事業承継に関しては、本章Ⅱで説明しますので、ここでは、会社法、特に株式に関する規定を活用した支配権維持スキームのいくつかを紹介・検討します。

2 株式の設計

(1) 株式の内容についての特別な定め

① 株式の属性設計

会社法では、定款の定めにより、株式の内容を一定の限度で変容させることができるものとされています。全部の株式につき特別の定めがなされた場合には、全部の株式について同一の内容であるため、種類株式とはなりません（会社法107①）。

株式の内容についての特別な定めとしてなしているのは、(a)譲渡制限（会社法107①一）、(b)取得請求権（会社法107①二）、(c)取得条項（会社法107①三）です。

事業承継の関係で問題となるのは、(b)および(c)であると思われます。すなわち、全株式に取得請求権・取得条項を付し、譲歩相続人の投下資本回収に配慮しつつ、後継者たる相続人の会社支配権の希釈化を防ぐことが可能になるのです。

活用方法ごとに解説しているから、目的に沿ったページが探しやすい！

税務編

このような手続によって匿名組合事業損益を明確にし、匿名組合員に対して申し開きのできる適正な利益の分配を行うことが可能になります。

しかしながら、営業者にとっては、匿名組合事業とそれ以外の事業に区分して経理する手続が煩雑なこと等の理由もあり、匿名組合事業のスキームでは、営業者として匿名組合事業のみを行う目的の合同会社等の特定目的会社を設立する場合が多く見受けられます。

(2) 匿名組合の会計処理

匿名組合契約時の会計処理について、簡単な事例で説明します。

① 匿名組合契約による匿名組合員の金銭等の出資時の処理

◇匿名組合事業の営業者A社が、匿名組合員となる法人であるB社と個人

I 商法上の匿名組合（TK）の税務

であるCと期間5年の匿名組合契約をそれぞれ締結し、各々から現金預金500の出資を受けた場合

< A の会計処理 >			
匿名組合部門			
(借) 現金預金	1,000	(貸) 長期預り金-B	500
		長期預り金-C	500
< BおよびCの会計処理 >			
(借) 出資金	500	(貸) 現金預金	500

匿名組合については、民法上の組合と異なり共同事業という側面はないため、匿名組合員のBとCはそれぞれが営業者と別々に匿名組合契約を締結していることとなります。

匿名組合員の出資は金銭その他の財産のみです（商法536②）。現物出資は認められますが、民法上の組合と異なり、労務の出資は認められていません。

また、匿名組合員からの出資は、匿名組合終了時に出資の価額を返還する義務があります（商法542）から、営業者にとって収益には該当しません。なお、会計報告主体が営業者の決算書では匿名組合員の出資の払込みを営業者の資本金を増加させるものではないため、負債としての預り金として処理することとなります。

これに対し、会計報告主体が匿名組合の決算書では、匿名組合員の出資は預り金ではなく資本としての出資金として処理することとなります。

② 匿名組合事業取引時の処理

会計処理を具体的に解説しているから、実務にすぐ活かせる！

ホームページからのお申し込みは
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!